

# B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎の 治療費助成について

## 対象となる方

- 山梨県在住の方（山梨県に住民票又は外国人登録がある方）
- B型慢性活動性肝炎、C型慢性肝炎及び代償性肝硬変の認定基準を満たし、保険適用となっているC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療、B型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療を受けられる方。

## 助成の対象医療

- 受給者証の有効期間内のインターフェロン治療（3剤併用療法を含む）及びインターフェロンフリー治療並びに核酸アナログ製剤による治療に係る初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等
- ※保険診療の対象とならない治療や検査については対象となりません。

## 助成の内容

○各種保険診療の請求額から下記の表の自己負担額を除いた額を国と県で助成します。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上	20,000 円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満	10,000 円

## 助成の期間

- 申請書類を提出した月の初日から1年間（3剤併用療法及びインターフェロンフリー治療のうち「ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法」は7ヵ月間、インターフェロンフリー治療のうち「ソホスビル及びリバビリン併用療法」及び「レジパスビル／ソホスビル配合錠」は4ヵ月間）
- 一定の基準を満たし、医師が必要と認める場合は2ヵ月又は6ヵ月の延長ができます。

## 申請受付場所

- 申請者の住所地を管轄する保健福祉事務所（甲府市健康支援センター含む）

### 新規申請手続きに必要な書類等

- ① 申請書（健康増進課のホームページからでも入手できます。）
- ② 診断書（治療を開始する医療機関で作成してもらって下さい。）
- ③ 住民票 [現住所の記載があるもの]（謄本、申請者の属する世帯全員が記載されているもの）
- ④ 市町村民税証明書：所得課税証明書（申請者及び住民票に記載されている世帯全員分）
- ⑤ 被保険者証の写し（申請者の氏名が記載されているもの）
- ⑥ 高齢者受給者証の写し（お持ちの方のみ）



## 申請に当たっての注意点

- ご自身の病気の状態が、助成の認定基準を満たしているかどうか、主治医によくご相談の上申請して下さい。
- 助成期間は1年間になります。有効期間を無駄にしないためにも、申請にあたっては主治医と相談し、治療の開始が決まった時点で申請するようにして下さい。
- 高齢者医療を受けている方及び他の医療費助成を受けている方。また、共済組合や健康保険組合の被保険者証をお持ちで、短期医療給付等の制度があり医療費の払い戻しがある方は、この医療費助成制度を申請する必要がない場合があります。
- テラプレビルを含む3剤併用療法の診断書を作成できる医師は、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関の医師であり、日本皮膚科学会が認定する専門医研修施設又は研修施設に勤務する日本皮膚科学会皮膚科専門医と連携している必要があります。
- ◎インターフェロンフリー治療の診断書を作成できる医師、及びインターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンを含む治療（直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合）に係る診断書を作成できる医師は、原則として日本肝臓学会肝臓専門医となります。

## 受給者証について

専門医で構成する「県認定審査協議会」で助成の認定基準に適合と承認されると、「肝炎治療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」が交付されます。

この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関の窓口に掲示すると、受給者証に記載された自己負担額までを支払えば、その後窓口での支払いがなくなります（ただし助成対象以外の医療費は請求されます）。

- 受給者証の色は次のとおりです

インターフェロン治療（うすむらさき色）、B型肝炎核酸アナログ製剤治療（クリーム色）、テラプレビルを含む3剤併用療法（ピンク色）、シメプレビルを含む3剤併用療法（みどり色）、インターフェロンフリー治療（みず色）

## 治療費の払い戻しについて

「県認定審査協議会」は毎月1回の開催となりますので、申請書の提出から受給者証の発行までに1ヶ月以上かかってしまう場合があります。

受給者証が手元に届くまでは、医療機関及び薬局で通常どおりに医療費等の支払いをしていただくこととなりますが、受給者証交付時にお渡しする「肝炎治療費請求書」により、自己負担額を超えた金額を後日口座に払い戻しいたします。

### 問い合わせ電話番号

中北保健福祉事務所	0551-23-3074
峡東保健福祉事務所	0553-20-2752
峡南保健福祉事務所	0556-22-8158
富士・東部保健福祉事務所	0555-24-9035
甲府市健康支援センター	055-237-8952
福祉保健部健康増進課	055-223-1494